

「鳥取県大規模集客施設立地誘導条例」の一部改正に係る意見募集結果

- 1 募集期間 平成27年10月5日（月）～平成27年10月23日（金）
- 2 意見募集の結果 応募総数：1件（担当課への電話）
- 3 意見の内容と本県の考え方

意見の概要	本県の考え方
<p>市町村が策定する地区計画において、近隣商業地域や商業地域と同様に商業施設を誘導すべき地域として定められた区域は設置届の提出を不要とすることについて、反対。引き続き設置届の提出を求め、条例に基づく手続を行うべき。</p>	<p>都市計画法において、近隣商業地域や商業地域、開発整備促進区（地区計画の一種）は1万平方メートル超の大規模集客施設の立地が認められていることから、本条例においても大規模集客施設を立地誘導すべき区域として、従来から設置届の提出を不要としています。</p> <p>都市計画法に基づき市町村が策定する地区計画は、地元住民等や周辺市町村の意見を踏まえて策定されるものであり、地区計画において近隣商業地域や商業地域と同様に商業施設を誘導すべき地域として定められた区域は、同法の用途地域と同等のものであると考えます。</p> <p>また、本条例に基づく手続は、当該地及び隣接市町村長の「まちづくり」に関する意見や関係住民等の意見を踏まえて、知事が設置者に対して当該施設の立地に関する意見を述べるもので、地区計画区域において条例手続を行うことは同様の手続を重ねて行うこととなることから、原案どおり、地区計画区域においては設置届の提出は不要と考えます。</p>